東京農工大学図書館運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第６条　商議会は、次に掲げる委員をもって組織する。 ⑴～⑹　（略） ⑺　研究支援課長 ２　（略）	本則 第６条　商議会は、次に掲げる委員をもって組織する。 ⑴～⑹　（略） ⑺　研究・財務戦略部研究支援課長 ２　（略）	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。